資 料 4

第３回懇談会における各委員からの主な指摘事項

○　計画の作成とともに、訓練等を通じて危機管理に長じた人材の確保も重要である。特に、地方公共団体の長は４年ごとに選出されるため、新しい首長になった場合には、就任時にしっかりと国民保護計画等について理解してもらうようにする必要がある。

○　基本指針要旨は平時と有事の記述だけになっているが、現実には、平時から有事に移行する間の中間的な段階における対応も考える必要がある。日本においてそのまま当てはまるものではないが、アメリカにおいてはアラートレベルを設定している例もある。

○　日本に弾道ミサイルが撃ち込まれる事態があり得ないことではないという認識を世の中の人は持っていない。そのような事態も起こりうるという点を踏まえて、啓発を図っていくことが重要である。

○　原子力発電所等においては、日頃から、法令又は自主的な判断で、訓練や警備の強化を相当なレベルまで行ってきている。また、原子力安全保安院が中心となり、有事における原子力施設防護についての報告書を出している。モデル計画作成に当たっては、これらの現在の取り組みを踏まえた上で、さらに有事において考慮しなければならないことを示して欲しい。

○　基本指針要旨においては、都道府県に対し２４時間の即応体制を求めているが、市町村の意識喚起のためにも、市町村にも同様に求めるべきである。消防部局のみならず、行政部局にも体制整備を求めることで、組織全体を巻き込んだ啓発につながる。この点について、国からも強く指導していただきたい。

○　消防庁の来年度予算の即時サイレンシステムの検討は非常に良い朗報である。自然災害時にも役立つため、ぜひ良い結論を出して欲しい。同報無線の屋外伝達は、聞こえにくい等の限界があり､戸別受信機の普及や携帯電話の利用なども併せて検討して欲しい。

○　日ごろからのコミュニティの団結が、非常事態時には役に立つため、平素からのコミュニティ作りが大切である。特に、外国人をも含めた対応も重要である。

○　基本的人権の尊重を明確にうたっている点は非常に良いことである。国民の側に立った対応が必要である。措置を講じる行政側の要員において、平素から十分に考えておいて欲しい。

○　権利利益の救済についても、復旧という中での位置付けになるのかどうかわからないが、モデル計画において記述を考えて欲しい。

○　武力攻撃事態等の４類型と緊急対処事態について、それぞれ順番に記述しているが、地方公共団体の側からすると、生起する緊迫性やその実施主体などを考えた場合に、まずは弾道ミサイルを記述し、次にゲリラや特殊部隊、その次に緊急対処事態、また、広域的なものとして、航空攻撃、最後に着上陸侵攻という順番に書く方が現実に使えるものになるのではないか。

○　有事と防災との連携は非常に重要であり、国民保護の分野が加わることは、防災のステータスの向上にもつながる。また、国において必要な予算を確保すべきである。それが結果としては自然災害時にも活用できるようにして欲しい。

○　法律段階での整理もあり困難であると考えるが、政令市は都道府県と同格に扱えるようにはできないか。国→都道府県→政令市→（政令市内の）区と４層構造になってしまい、余計な手間になるという問題がある。（カリフォルニア州にはオペレーショナルエリアという概念がある。）

○　通信と放送が別の法律で規制されているのはおかしい時代になってきている。地上波がデジタル化することで、緊急時にはデジタル波に割り込み、緊急情報を発信することなども考えるべきである。各戸受信機という話もあったが、デジタル波対応テレビを活用することにより、各戸受信機になりうるという発想を持ってもらいたい。

○　海外では民間防衛という形で、地域のコミュニュティーに支えられて住民の側からの対応がとられている場合もあり、参考になる。

○　有事における医療は、戦時医療ともいう言うべき特殊な対応が必要になるが、第二次大戦以降、そのような経験がない我が国では、このための対応を検討してく必要がある。

○　欧米においては、「ネガティブ・エクスペンディチャー」という、「もしものためにいくら使うのか」という概念があり、その規模が社会の成熟度を示すとも言われているが、我が国においてもこのような考え方を参考にしていただきたい。

○　スイスにおいて国民向けにマニュアルを作成しているように、一般向けのパンフレット以上のものとして、警報が発令されたときにどのように対応すべきかといった国民の視点に立ったマニュアルみたいなものについて、整備していくことが必要になる。

○　市町村にとっては、計画をはじめから作成することは困難な場合があり、取扱説明書みたいなものを作成してあげることも必要ではないかと考える。

○　国民保護の分野についても、被災後の対応は、防災の場合と同じであり、唯一、「アラート」（＝警報）のような部分が異なっており、そのような分野を重点的に考えることが必要である。

○　緊急事態における広報は、国民に安心感を与えるためにも重要である。特に、定時に政府が会見をするなどの対応を決めておくことが重要である。また、有事における情報伝達は、現在の防災時における公共放送の果たす役割等を考えれば、報道機関の役割は大きい。

○　武力攻撃事態等における対応は、国が総合的に全力を挙げて対応するという姿勢を示すことが必要である。国が方針を定め、いかに国民の信頼を得ていくかということが重要である。そのような基本的なところを書いて欲しい。

○　事態の４類型については、そのままで示すことは、時間の推移で事態が変化していくことを踏まえれば、現実的ではない面がある。

○　ミサイルについては、「人工衛星である」「実験である」とされる場合もある。また、ゲリラ攻撃は、当初の段階では、どういうものか不明な場合もある。このように、事態認定の判断ということを考えれば、現実に被害が発生してから事態認定までの間をうまくつないでいく仕組みが必要である。

○　対策本部における総合調整ということを考えた場合に、事態発生時における地方公共団体の要望については、総務大臣が窓口になって調整することが重要である。

○　基本指針の要旨は、６５ページにわたる長いものであり、政府として出すためには様々な記載が必要になるとは思うが､もう少しメリハリをつけて簡潔な内容にして欲しい。特に、「情報の迅速な伝達」、「コアメンバーの招集」、「初動対応として取るべき事項」、という点が特に重要な事項であり、強調していただきたい。また、長々とした文章が並べられる計画は避けて欲しい。

○　生物剤への対応については、ファーストレスポンダーのみならず、いかにして、希望するような国民に対してもワクチンを投与するかということも重要である。

○　弾道ミサイル攻撃の場合については、移動による避難はいたずらに混乱を招くだけであり、特別な対応を考える必要がある。

○　地方が真っ先に動かないといけないようなゲリラ事案などでは、消防団の分団の役割も大きく、彼らが情報を発信できるようにすることも重要である。

○　地方公共団体においては、応急措置を講ずる際に、費用負担をどうするのかということへの懸念がある。費用の問題が原因で、初動に遅れが生じるということがないようにすべきである。

○　事態が迫ってきた場合には、「予防をどう強化するのか」という点と「事態への対応のための準備をどのようにすべきか」という点が重要になる。両方を見据えた対応が必要になる。

○　国において十分な予防措置を講じているということが、最大の抑止になると考える。必要な措置を講じ我が国の意思を示すことが抑止につながることを、各種の資料において折りにふれて書いて欲しい。

※　次回の懇談会は、国民保護モデル計画の要旨をテーマに２月中に行う方向で　調整。